



企業はいかに一般工業固体廃棄物の全過程を監督管理するか

里格環境法チーム

当リーグ法律事務所の環境法 (EHS) チームの王羽弁護士と張秀秀弁護士が中国環境保護インターネットプラットフォーム「北極星環保網」に9月2日、「企業はいかに一般工業固体廃棄物の全過程を監督管理するか」と題する専門論文を掲載しましたので、共有します。9月1日から施行した新「固体廃棄物環境污染防治法」により一般の工業固体廃棄物を排出する企業にいままで以上の監督管理が要求されることになりました。

2020年4月29日に開催された第13期全国人民代表大会常務委員会の第17回会議で「固体廃棄物環境污染防治法」(以下「新固废法」と略称)の改訂案が審議を通過し、2020年9月1日から施行しました。新固废法は固体廃棄物の全過程を網羅する管理をはじめて規定した法律で、企業は全面的にリニューアルされた固体廃棄物の管理法システムに直面しています。

一般的に立法における分類方法は、管理上、危険度に応じて区分けして、危険廃棄物には重点的な管理規定を設定し、一般の工業廃棄物には一般的な規制を設定します。新固废法ではさらに最近の政策に呼応して、生活ごみ、農業固体廃棄物・建築ごみに独立の章を特別に設定していますが、非工業固体廃棄物に対する規制は別の単独法の規定と組み合わせて対応する必要があります。危険廃棄物の管理に関する法規制についてはすでに多くの企業が精通されていますので、ここでは、新固废法における一般工業固体廃棄物のコンプライアンス管理についての法律知識を更新していただくことを急務とし、本文を記して読者に供します。

一、理念の発展経緯と新法への注入：ゆりかごから墓場まで

「ゆりかごから墓場まで (from Cradle to Grave)」とは、国家による福祉が一人の人間の出生から、幼児期、就学期、就業期、失業期、退職後、死亡時までを網羅すると

いう戦後の西洋の福祉制度で常用される表現で、全生涯の期間を指します。固体廃棄物の管理においては、1965年に米国で「固体廃棄物処理法 (Solid Waste Disposal Act)」が公布され、各州が固体廃棄物の管理を重視するよう奨励する連邦基金が提供されました。1976年には「資源保護回復法 (Resource Conservation and Recovery Act, RCRA)」が制定され、「ゆりかごから墓場まで」を管理する包括的な連邦プログラムが提示され、生産者は危険廃棄物の発生から最終処理までの「全生涯」の各段階で管理することが規定されました。米国の環境法の体系において、RCRAは公布当時、環境法の抜け穴を埋めるものとして高い期待が寄せられました（米国では1970年に大気浄化法〈CAA〉、1972年に水質汚濁防止法〈CWA〉が制定されましたが、固体廃棄物の処理についての規制が欠落していました）。

RCRAによって国家の固体廃棄物管理システムが確立し、同時に危険廃棄物に対する特別な管理が制定されました。「ゆりかごから墓場まで」はRCRAのサブタイトルC(第3章)の危険廃棄物 (hazardous waste) の章で示されています。はじめに「危険廃棄物とは何か」を定義し、同様に米国環境保護庁 (EPA) の規定で明確にする必要があるとしました。続いて、処理、貯蔵、処分施設 (Treatment, storage and disposal facilities, TSDFs) をサブタイトルCで実施する連邦許可項目として定め、危険廃棄物の処理は連邦政府の強制ライセンスを有する者が実施しなければならないと規定しました。危険廃棄物の発生者と輸送者にはRCRAのライセンスは必要ありませんが、危険廃棄物を場外に輸送する際にはかならず証明書 (manifest) を所持していなければならない、この証明が追跡記録に相当し、危険廃棄物を確実に目的の処理者に輸送することを保証しています。固体廃棄物の管理に関するサブタイトルD (第4章) では野積みを禁止し固体廃棄物処理施設の設計基準、立地制限、財務保証、是正措置 (清掃)、閉鎖の要求等を含む統一の連邦基準 (最低値) を定めています。各州の政府はこれらの法規制をリードする役割を担い、より厳しい要求を設定することができます。

中国においては、近年、徐々に環境関連法の立法速度が加速しており、固体廃棄物の管理を順守しない行為に対しても厳格な法執行による監督と取締りを強化しつつありま

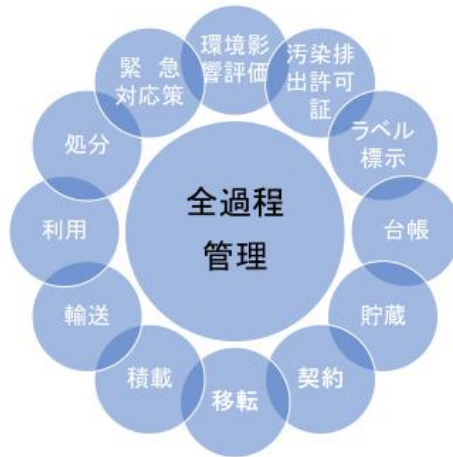
す。2018年12月29日に国务院弁公庁は「ゼロ・ウェイスト都市建設試行作業案」を作成し、「ゼロ・ウェイスト（ごみゼロ）都市」の環境政策で、危険廃棄物の川上からの減量、資源化再利用、埋立減量化を推進すると定めています。2019年にはゼロ・ウェイスト都市の建設を試行する11都市と5地区が決定しました。2018年から2019年にかけて固体廃棄物調査修復行動（クリーンアクション）が展開され、長江経済ベルトを重点に調査、整理が行われ、違法企業取締りが行われました。また、複数の行政部門が共同で鉛蓄電池廃棄物による汚染に特化した防止行動等を展開しました。土壌と地下水汚染の防止に対する意識が向上して関連法規が整いつつあること、及び、環境法規の欠陥を埋めて生態文明建設を成果ある形で推進していく必要があることから、固体廃棄物汚染の防止に対する国家の監督管理は過去にないレベルで重要視されています。

新固废法による固体廃棄物の「全生涯」にわたる管理要求は、主体者としての企業の責任を強化し、企業に固体廃棄物の全面的な汚染防止責任制度の構築を要求するものであると筆者は考えます。2020年9月1日から企業は危険廃棄物のコンプライアンス管理に注意を払うことに加えて、一般工業固体廃棄物のコンプライアンス管理も重視し、管理を強化する必要があります。それは、固体廃棄物の生産ラインでの発生から、工場内での収集と移転、保管庫への入出庫、委託する固体廃棄物サービス業者の資格と能力の確認と契約の締結、輸送時の引渡、流通、利用、処分情報のフィードバックと追跡管理等までに及ぶ各段階での管理を強化する必要があることを意味します。

二、一般工業固体廃棄物の全過程管理

“全過程管理” ゆりかごから墓場まで Cradle-to-Grave

- 国务院の関連部門は固体廃棄物の収集、移転、処分等の**全過程**を監視し情報化によるトレーサビリティを進める。（第十六条）
- 工業固体廃棄物を発生させる者は工業固体廃棄物の**発生、収集、貯蔵、輸送、利用、処分**の**全過程**における健全な環境汚染防止責任制度を構築しなければならない。（第三十六条）



企業がいかに工業固体廃棄物の発生、廃棄、処分を監督管理すべきか、新固废法は全面的かつ詳細に要求しています。

（一）環境影響評価（EIA）の作成と汚染排出許可証の申請段階

固体廃棄物の発生にかかわる企業が、固体廃棄物の処理施設、処理設備を導入する必要があるときは、関連する技術政策を参照でき、生態環境部が公布する先進技術・設備から選択することで、低効率または淘汰された技術・設備を避けることができます。「産業構造調整指導目録（2019年版）」では、時代遅れの技術、設備は直ちに淘汰させ、譲渡してはならないと規定しています。

環境影響評価（EIA）を作成する過程で、固体廃棄物の総合利用について、「目録」のなかから該当する技術・設備を選定することができます。

新固废法は、企業が汚染排出許可証を取得し、汚染排出許可制度に合わせて監督管理を実施しなければならないことをはじめ明確に規定しました。企業は所在地の生態環境主管部門に対して、工業固体廃棄物の種類、数量、流通、貯蔵、利用、処分等に関する情報を提出し、かつ、工業固体廃棄物の発生を削減し、総合利用を具体的に促進し、汚染排出許可管理制度の関連規定に従って実施する法的義務があります。

(二) 生産運営期間

企業は、工業固体廃棄物の発生、収集、貯蔵、輸送、利用、処分の全過程で環境汚染防止責任制度を構築し、かつ工業固体廃棄物管理台帳を作成して、発生した工業固体廃棄物の種類、数量、流通、貯蔵、利用、処分等に関する情報を正しく記録して、追跡管理や確認ができるようにしなければならず、工業固体廃棄物の環境汚染防止措置をとらなければなりません。このため、企業は以下の関連する制度を構築する必要があります。

1. 工業固体廃棄物の汚染防止責任制度：固体廃棄物の生産ラインでの発生、工場内での収集と移転、保管庫への入出庫、委託する固体廃棄物サービス業者の資格・能力の確認と契約の締結、輸送時の引渡、流通、利用、処分の情報のフィードバックと追跡管理等の全過程を網羅し、危険廃棄物と一般工業固体廃棄物とを含む管理責任制度を構築。
2. 一般工業固体廃棄物管理台帳：遅滞及び欠落なく正確に記録し、かつ、ロット毎の情報と責任者を追跡管理・確認ができるようにし、台帳は書面とデータを併用することをお勧めします。主管部門が実施細則を公表するまでは、危険廃棄物台帳の管理要求が参考になります。
3. ラベル看板標示と教育：固体廃棄物の分類収集、保管を明確に規定し、収集容器のラベルと施設等の看板標示を行い、従業員に対する教育訓練と指導を制度化します。

(三) 利用、処分の委託

企業が工業固体廃棄物の輸送、利用、処分を第三者に委託するときは、委託者（企業）が受託者の主体資格と技術能力について確認し、かつ、法律に従って書面の契約を締結して汚染防止要件について規定しなければなりません。工業固体廃棄物の輸送、利用、処分を受託する者は、関連する法律法規と契約を順守して汚染防止要件を満たし、かつ、輸送、利用、処分の状況を委託者に報告しなければなりません。

新固废法では、委託者はリスク管理意識とコンプライアンス管理レベルを向上させる必要があります。そのため、以下の点に留意することをお勧めします。

1. 慎重に確認すべき資料は、受託者の営業許可証の経営範囲、汚染排出許可証、環境影響評価及び検収証明書、環境情報公開状況、資源総合利用評価報告書等で、必要に応じて現場での検証を行います（受託者が金属スクラップ・リサイクルに関連している場合は公安機関による登録証明の提示を求める）。
2. 契約書には状況報告を含む履行条項を規定し、虚偽情報の提供や不法投棄、不法廃棄の責任を定め、これらを費用の支払い条件と紐づけます。
3. 受託者が行う輸送、利用、処分の状況報告を督促し、必要な確認を行います。異常が見られたときは速やかに契約に基づいて是正を要求し、不法な問題があれば速やかに管理部門に報告すること等が重要です。

以上是企业に高レベルの実質的な検証を求めるものですので、判断に悩む場合は専門家に問い合わせて慎重に確定されることが望ましいです。

三、契約上の法律リスクの防止

企業が新固废法の第37条第1項の規定（上記「〈三〉利用、処分の委託」第1段落の記載事項）に違反した場合は、関連法規の規定で処罰されるほか、環境汚染と生態破壊をもたらした受託者と共に連帯責任を負います。

法律の抜け穴が補完されたことにより、固体廃棄物の処分にはいままでの「委託」まかせでは済まなくなり、合法的な処分までの全過程を記録及び監督する義務が生じます。このため、企業は関連の契約書を作成するうえで、少なくとも以下の事項に留意すべきです。

（一）「事実確認」を履行する法的義務

受託者の資格、技術能力、相応の経験等のほかに、必要に応じて現場確認により受託者の固体廃棄物の貯蔵場所と実際の処分能力を検証。

1. 受託者が契約履行期間中に臨時的な追加料金を要求してくることを防ぐために、契約期間内の単価は不変とします。
2. 帳簿の突合せ確認と精算について、毎月統計し、四半期ごとに精算する等の方法が約定できます。毎月末に受託者から、処分した日付、車両台数、種類、数量、費用、仕向地、処分、汚染防止状況等の情報を書面で報告を受け、精算時の請求書の付属文書とし、委託企業のEHS(環境健康安全)部門にて審査、保管し、毎四半期終了後の翌四半期の特定の日付で増値税伝票を発行して適用税率を明記する等を定めます。

(四) 車両積載

1. 車両への積載条件を明記。委託者は発生した一般工業ごみと廃棄物に対して規範化された一時保管を行い、生活ごみや危険廃棄物、危険化学品等の混入を防ぐ責任があり、受託者は明らかなリスクがあるときに車両への積載を拒絶する権利があります。同時に、受託者は車両積載前に抜き取り検査を要求する権利があり、検査費用をだれが負担するのか明確に定めます。
2. 車両積載責任者は非常に重要で、同時に潜在的なリスクも負います。車両への積載において大型機械が必要な場合は受託者が独自に解決する等を定めます。双方の労働保護、安全規範についても相応の事項を規定します。例えば、受託者の作業員は委託者の安全教育を真摯に受講する、受託者の作業員は現場において適切な労働保護用品を必ず着用する、委託者の管理要求に従う、委託者の現場指揮に従う、委託関係者の監督検査を受ける、作業期間中の作業環境を清潔レベルに確保する等を定めます。
3. 輸送車両への要求と書類確認後の引き渡し等を明確にします。

(五) 輸送と処分

1. 輸送目的地、書類確認による引き渡し等、輸送上のコンプライアンス規範を明確に要求します。

2. 委託者の監督権、不適切または違法な処分の是正、および受託者が相応の対応を行う義務を明確にします。

3. リスク移転事項等の明確化。

上記のほか、契約書の変更と解除や違約責任等の通常の契約約款に必要な事項も明確に規定します。

王羽弁護士、張秀秀弁護士からのアドバイス：

新固废法においては、責任を前倒しで捉えて、発生者、廃棄者、処分利用者のリスク管理意識も相応に引き上げていきましょう。